

- ② 広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘
  - ③ 商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査
  - ④ 商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等についての申請又はその許認可等に係る権利の保有
  - ⑤ 知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。以下同じ。）の取得をするための出願若しくは登録（移転の登録を除きます。）の請求若しくは申請（これらに準ずる手続を含みます。）、知的財産権（実施権及び使用権を含むものとし、商品販売等を行うために必要となるものに限ります。以下「知的財産権等」といいます。）の移転の登録（実施権及び使用権にあっては、これらの登録を含みます。）の請求若しくは申請（これらに準ずる手続を含みます。）又は知的財産権若しくは知的財産権等の所有
  - ⑥ 商品販売等を行うために必要となる資産（固定施設を除きます。）の所有又は賃借
  - ⑦ ①から⑥までに掲げる行為に類するもの
- 被合併事業と合併事業との間に合併の直前において次に掲げるいずれかの関係があること
- (イ) 被合併事業と合併事業とが同種のものである場合におけるその被合併事業と合併事業との間の関係
  - (ロ) 被合併事業に係る商品、資産若しくは役務（それぞれ販売され、貸し付けられ、又は提供されるものに限ります。以下同じ。）又は経営資源（事業の用に供される設備、事業に関する知的財産権等、生産技術又は従業者の有する技能若しくは知識、事業に係る商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方法その他これらに準ずるものとします。以下同じ。）と合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とが同一のもの又は類似するものである場合におけるその被合併事業と合併事業との間の関係
  - (ハ) 被合併事業と合併事業とが合併後にその被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とその合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを活用して営まれることが見込まれている場合におけるその被合併事業と合併事業との間の関係
- (2) 合併に係る被合併法人の被合併事業とその合併に係る合併法人の合併事業とが、その合併後にその被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とその合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを活用して一体として営まれている場合には、その被合併事業と合併事業とは、上記(1)□に掲げる要件に該当するものと推定することとされました(法規3②)。

#### 〔適用時期〕

平成19年4月13日から施行されます(19年4月改正法規附則①)。

## VI 税額の計算に関する改正

### ○ 特定同族会社の留保金課税制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、特定同族会社（被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいいます。）の各事業年度の留保金額が留控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の表に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に次の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とするというものです（旧法67①）。

金額の区分	割合
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%

## 〔改正の内容〕

### (1) 適用対象となる会社の範囲の改正

適用対象となる特定同族会社から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である被支配会社が除かれました（法67①）。

### (2) 留保控除額の改正

(1)の改正に伴い、中小特定同族会社に対する留保控除額の特例が廃止されました（法67⑤一、旧法67⑤一・四、旧法令140）。

### (3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（法81の13、旧法令155の25の3、155の43④四）。

## 〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則32）。

(2) 改正の内容の(3)の規定は、連結親法人事業年度が平成19年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則46）。

## VII その他の改正

- その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
<b>(1) 公益法人等の範囲</b> (法2六、別表第二、改正法附則1)  (法2六、別表第二、改正法附則1九口)  (法2六、別表第二、改正法附則1八口)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公益法人等の範囲に、次の法人が追加されました。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本水先人会連合会及び水先人会</li><li>・ 貸金業協会</li></ul></li><li>○ 証券取引法の改正に伴い、証券業協会が認可金融商品取引業協会に改められました。</li></ul>	<p>平19.4.1から施行されます。</p> <p>貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行されます。</p> <p>証券取引法一部改正法の施行の日から施行されます。</p>
<b>(2) 株式交換・株式移転に係る適格要件</b> (法2十二の十六口・十二の十七口、法令4の2⑯一・⑯二・⑯六、旧法令4の2⑯一・⑯九、改正法附則33②、改正法令附則3)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 株式交換等に係る適格要件について次のとおり整備・見直しが行われました。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 企業グループ内の株式交換・株式移転<ul style="list-style-type: none"><li>(イ) 100%の資本関係がある法人間で行う株式交換について、当事者間で100%の資本関係がある法人が行う株式交換も適格株式交換に該当する旨が明示されました。</li><li>(ロ) 単独株式移転後に適格組織再編成を行うことが見込まれている場合の適格要件が緩和されました。</li><li>(ハ) 50%超の資本関係がある法人間で行う株式交換又は株式移転について、その株式交換又は株式移転後に適格分割等を行うことが見込まれている場合における分割承継法人等の範囲が50%超の資本関係がある法人以外にも緩和されました。</li></ul></li><li>ロ 共同事業を営むための株式移転 共同事業を営むための株式移転に係る適格要件のうち、その株式移転後に行われる適格合併の範囲が明確化されるとともに、その株式移転後の株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人の資本関係についての整備が行われました。</li></ul></li></ul>	<p>平19.4.1以後に行われる株式交換又は株式移転について適用され、同日前に行なった株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されます。</p>